

精華町議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、精華町議会議長（以下「議長」という。）が町議会の円滑な運営のため、町議会を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関し、支出及び公表に関する基準を定めることにより、適正かつ公正な執行と透明性の確保を図ることを目的とする。

(支出範囲)

第2条 交際費の支出は、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、支出金額が必要最小限の金額となるよう努めるものとする。

(支出項目)

第3条 交際費の支出項目は、慶祝、弔慰、見舞金及び会費とする。

(支出内容及び支出金額)

第4条 前条の支出項目に係る交際費の支出内容及び支出金額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 慶祝は、各種団体の総会、記念式典その他の行事へのお祝いに要する経費で、原則として15,000円を限度に支出できるものとする。
- (2) 弔慰は、供花等に要する経費で、支出金額等は別表に定めるところによる。
- (3) 見舞金は、病気、災害、事故等の見舞いに要する経費で、原則として10,000円を限度に支出できるものとする。
- (4) 会費は、各種団体の会合、懇親会その他の行事への参加に要する経費で、会費相当額を支出できるものとする。
- (5) 前各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費については、社会通念上妥当と認められる金額を支出できるものとする。

(公表)

第5条 支出した交際費の公表は、当該支出のあった日の属する月の翌月25日までに、支出月日、支出項目、支出内容及び支出金額を町議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 支出内容に個人情報が含まれる場合において、特段の配慮が必要であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を公表しないものとする。

(見直し)

第6条 この基準は、交際費の支出内容及び支出金額が常に町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月8日から施行する。